

日 薬 業 発 第 58 号

令和 8 年 5 月 12 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

疑義解釈資料の送付について（その 5）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和 8 年 4 月 24 日付け日薬業発第 38 号ほかにてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能になっていることを申し添えます。

○「令和 8 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和 8 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 8 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その5）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 8 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 5）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 5 までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（令和 8 年 4 月 1 日事務連絡）別添 1 の問 26 及び問 143 について、別添 6 のとおり訂正します。

また、「疑義解釈資料の送付について（その 4）」（令和 8 年 4 月 21 日事務連絡）別添 1 の問 19、問 20 及び問 24 は、廃止します。

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【ベースアップ評価料】

問 1 令和 8 年度診療報酬改定後のベースアップ評価料の施設基準においては、ベースアップ評価料による収入の繰り越しに係る規定はないが、令和 8 年度診療報酬改定前のベースアップ評価料等による収入について、令和 8 年度に繰り越した場合の取扱い如何。

(答) 令和 8 年度診療報酬改定前の施設基準に基づき、令和 8 年 12 月までに賃金の改善措置を行う必要がある。

なお、この場合、令和 8 年度の賃金改善実績報告書において、令和 7 年度のベースアップ評価料による収入の繰越額は、「前年度からの繰越額（令和 8 年度分報告時のみ記載）」に、対象職員への実績としては「ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額」に、それぞれ記載すること。

問 2 法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等において、保険医療機関等の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合、対象職員数や社会保険診療等に係る収入金額の合計額の割合が施設基準に満たない保険医療機関等、ベースアップ評価料に係る施設基準の届出を行わない保険医療機関等は、「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」における賃金改善の実績や、届出区分の算出時における対象に含まれないか。

(答) そのとおり。

問 3 令和 8 年度診療報酬改定において、届出区分の算出並びに「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」の作成について、法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等を通算して算出する場合の規定が新設されたが、外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注 5 等、継続的な賃上げの取組の実施に係る施設基準についても、法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関等を通算して算出することができるか。

(答) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注 5 等の継続的な賃上げの取組の実施に係る施設基準については、法人内で通算して算出することはできず、届出を行う保険医療機関等毎に、施設基準を満たす必要がある。

問 4 外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注 5 等の継続的な賃上げの取組の実施に係る施設基準において、「令和 8 年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の、当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較」するこ

調剤報酬点数表関係

【門前薬局等立地依存減算】

問 1 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号) の第 95 の 3 門前薬局等立地依存減算の 2 (1) において「令和 8 年 5 月 31 日において現に保険指定を受けている保険薬局については、当面の間、門前薬局等立地依存減算に該当しないものとする」とされているが、令和 8 年 6 月 1 日以降に保険指定を受けた保険薬局について、保険指定時には減算の要件を満たさなかったものの、保険指定後に他の保険薬局が近隣に開設された場合、直ちに減算の対象となるのか。

(答) 直ちに門前薬局等立地依存減算の適用対象とはならず、当年(前年) 5 月 1 日又は開設翌月 1 日から翌年(当年) 4 月末日までの処方箋集中率等、減算の要件を満たすかどうかを確認した上で施設基準の適合性を判断し、翌年(当年) 6 月 1 日から適用する。

【薬剤料】

問 2 小児におけるアナフィラキシーに対して用いるアドレナリン点鼻液(ネフイー点鼻液 1 mg 及びネフイー点鼻液 2 mg) について、一度に複数瓶を調剤することは可能か。

(答) 可能。添付文書の「効果不十分な場合には、1 回目の投与から 10 分以降を目安に、2 回目の投与ができる。」という記載に鑑みて、原則として 2 瓶まで認められる。